「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の制度概要

産業競争力強化法関連

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の概要

背景

• 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。

法律の概要

• 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。

1) 「グリーン社会」への転換

- カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 設備投資促進税制(税額控除10%等)
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備
- ② 金融支援(最大0.2%の利子補給等)

2 「デジタル化」への対応

- デジタル技術を活用した全社レベルのビジネス モデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認 定し以下を措置
- ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用した デジタル関連投資に対して税額控除5%等)
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

「新たな日常」に向けた事業再構築

- 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の 控除上限の引上げ(中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ) ※中小企業は現行でも100%
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

4 中小企業の足腰の強化

- 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業 を育成するため、以下の措置を講じる
- 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
 - ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大
 - ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制
 - ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買取)
- 2. 大企業と中小企業との取引の適正化
 - ① 下請振興法の対象取引類型の拡大
- 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む 中堅企業を金融支援の対象に追加

「新たな日常」に向けた事業環境の整備

1. 規制改革の推進

3

- ① バーチャルオンリー株主総会の実現!① ディープテックベンチャーへの民間
- ② 規制のサンドボックスの恒久化 (生産性特措法からの移管)
- ③ 債権譲渡における第三者対抗要件の特例(民法等の特例)

- 2. ベンチャー企業の成長支援
- ① ディーブテックベンチャーへの民 融資に対する債務保証制度
- ② 国内ファンド (LPS) による 海外投資拡大 (現行の海外 投資50%規制の適用除外)
- 3. 事業再編の推進
- ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の 課税繰延の事前認定の不要化
- ② 株式対価M&Aにおける株式買取 請求の適用除外
- 4. 事業再生の円滑化
- 事業再生ADR(私的整理)から 簡易再生手続(法的整理)への 移行等の円滑化

※併せて、生産性向上特別措置法を廃止。

①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築

1.「グリーン社会」への転換

- 「グリーン社会への転換」ための事業者の取組の計画を主務大臣(業所管大臣)が実施指針及び事業分野別実施指針(事業分野別実施指針の策定は任意)に適合していることを確認し、以下の支援を措置
- ① カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備の投資促進
 - 脱炭素化効果が高く、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品(化合物パワー半導体、燃料電池、電気自動車等向けリチウムイオン蓄電池、洋上風力発電設備の主要専用部品)の生産に専ら使用される設備の導入に対し、税額控除10%又は特別償却50%を措置
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備の投資促進
 - 事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO2排 出量)を向上させる計画に必要となる設備の導入に対し、税額控 除最大10%又は特別償却50%を措置
- ② 金融支援 (利子補給等)
 - ➤ 着実なCO2削減のための取組を進めるために必要な資金の指定金融機関からの融資について、予め設定したKPIを達成した場合に金利を最大0.2%引き下げる成果連動型の利子補給制度を措置する。併せて、財政投融資を原資として、低利の融資を措置

2.「デジタル化」への対応

- 企業のDXを進める全社レベルの計画を主務大臣(業所管大臣)が実施指針及び事業分野別実施指針(事業分野別実施指針の策定は任意)に適合していることを確認し、以下の支援を措置
- ① DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制
 - ▶ 部門・拠点ごとではないデータ連携・共有を伴う全社的レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資(ソフト・ハード双方)に対し、税額控除最大5%又は特別償却30%を措置
- ② 金融支援(財政投融資を原資とした低利融資)
 - ▶ 財政投融資を原資とした低利融資を措置

3. 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 経済社会情勢の変化により事業の成長発展に重大な影響を受けた者(コロナ禍で赤字を被った企業)が「新たな日常」に向けた取組の計画を主務大臣 (業所管大臣)が実施指針及び事業分野別実施指針(事業分野別実施指針の策定は任意)に適合していることを確認し、以下の支援を措置
- ① コロナ禍において経営改革に取り組む企業向け「繰越欠損金の控除上限」の特例
 - ▶ 原則、2020度及び2021度の欠損金を、黒字転換から最長5年間にわたり、現行の50%※から最大100%に控除上限を引き上げる特例を設ける (前年度に実際に行った成長投資の投資金額まで控除上限を拡大)
 - ※中小企業は現行でも100%まで控除可能。本制度は中堅・大企業向けの制度
- ② 金融支援 (財政投融資を原資とした低利融資)
 - ▶ 財政投融資を原資とした低利融資を措置

【参考】事業適応の定義・取組のイメージ

①エネルギー利用環境負荷低減事業適応

気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速。こうした潮流に対応し2050年カーボンニュートラルを実現すべく、脱炭素化効果が高い製品の普及や生産工程等の脱炭素化に取り組むこと。



デジタル技術の革新により世界で破壊的なイノベーションが起きていることを踏まえ、こうしたDigital Disruptionの動きに対応していくべく、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革(DX)に取り組むこと。

③成長発展事業適応

 ポストコロナに向け厳しい経営環境の中で 赤字でも努力を惜しまず、カーボンニュー トラル、デジタルトランスフォーメーション、 事業再構築・再編等に向けた投資を行い、 経営改革に果敢に取り組むこと。



<取組例>

より C O 2 を排出せずに収益を伸ばすべく事業転換に着手。再エネ電力への切り替えにより脱炭素化を進めつつ、生産設備の刷新により付加価値を向上。



<取組例>

次世代ネットスーパーやスマートストア事業に着手。 顧客データを活用した販促情報の提供や無人決済 の実現により顧客利便性を向上。



(取組例)

飲食チェーンを営む企業がコロナ禍で業績が悪化。 商品を自動判別・自動精算する無人店舗技術を 持つ企業に出資し、対面を前提としない店舗開発 により生産性を向上。

<産業競争力強化法(抄)(事業適応の定義)>

- 12 この法律において「事業適応」とは、事業者が、**産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること**又は**その生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓すること**を目指して行う**その事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うもの**に限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの
 - 二 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの
 - 三 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

⑤「新たな日常」に向けた事業環境の整備

1. 規制改革の推進

① バーチャルオンリー株主総会の実現のための特例

- 会社法上、株主総会を招集する場合には「場所」を定めなければならないとされており、バーチャルのみでの株主総会の実施は困難なところ、 上場会社が経産大臣及び法務大臣による確認を受けた場合は、 バーチャルオンリー株主総会を実施できる特例を設ける
- ② 規制のサンドボックス制度の恒久化
 - ▶ 生産性向上特別措置法が2021年6月に廃止期限を迎えるところ、 同法に措置されている規制改革のための実証制度(規制のサンド ボックス制度)を産業競争力強化法に移管
- ③ 債権譲渡における第三者対抗要件の特例
 - ▶ 民法上、債権譲渡の債務者への通知等については「確定日付のある 証書」(内容証明郵便等)でなければ第三者対抗要件を満たさな いとされているところ、計画認定を受けた情報システムによる通知等に ついては、第三者対抗要件が具備されているとする特例を設ける

3. 事業再編の推進

① 事前認定不要の株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延

- ② 株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外
 - ▶ 株式対価M&Aを行う場合、当該M&Aに反対する買収会社の株主は買収会社に対しその株式の買取を請求できるところ、「事業再編計画」の認定を受けた株式対価M&Aで一定の要件(買収会社が上場会社であるなど)を満たすものについては買取請求を適用除外とする

2. ベンチャー企業の成長支援

① ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度の創設

- <u>量産等を自ら行う大規模研究開発型のベンチャー企業</u>に対し、経産 大臣が事業計画を認定した上で、<u>民間金融機関からの融資に対し</u> (独)中小機構の債務保証を行う制度を創設
- ② 国内ファンドによる海外投資拡大のための特例
 - ▶ 国内ファンド (LPS) の海外投資は投資事業有限責任組合法で出資総額の50%未満に制限されているところ、経産大臣がオープンイノベーションに取り組んでいく旨を確認したファンドが実施する投資については、海外規制を除外。あわせて、認定を受けたファンドが金融機関からのつなぎ融資を受ける場合に(独)中小機構の債務保証を行う

4. 事業再生の円滑化

① 事業再生ADRから簡易再生手続への移行円滑化

▶ 事業再生ADRの実効性を高めるため、①金融機関に事業再生 ADRへの参加の努力義務を課すとともに、法的整理への移行を抑止 するため、②事業再生ADRで3/5以上の債権者が再生計画に同意 した場合にADRの第三者機関が再生計画における債権カットの必要 性を確認した時は、事業再生ADRが不調に終わり簡易再生に移行 しようとする際に、裁判所が当該再生計画の債権の減額について事業 再生ADRで確認されている事実を考慮して簡易再生の開始決定の 判断を行う規定を設ける

1. 「グリーン社会」への転換

- 2. 「デジタル化」への対応
- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築
- 4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備
 - (1) 規制改革の推進
 - (2) ベンチャー企業の成長支援
 - (3) 事業再編の推進
 - (4) 事業再生の円滑化
- 5. その他の改正事項

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠。
- □ 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は 50%の特別償却を新たに措置※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、後述のDX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限:令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

- ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
- ○エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、 新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に 専ら使用される設備
 - ※対象設備は、機械装置。

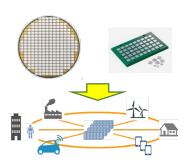
く措置内容>

税額控除10%又は特別償却50%

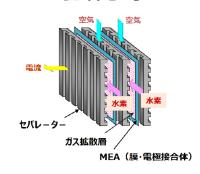
く製品イメージン

対象

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



- ○事業所等の炭素生産性(付加価値額/エネルギー起源CO2 排出量)を相当程度向上させる計画に必要となる設備 (※)
 - ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要
 - ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

3年以内に10%以上向上:税額控除10%又は特別償却50%

3年以内に 7%以上向上:税額控除 5%又は特別償却50%

<計画イメージ>

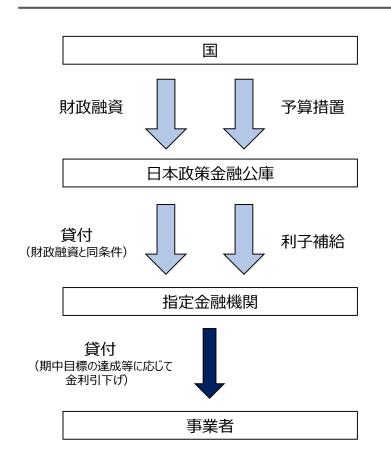


カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援の概要

■ 2050年のカーボンニュートラル実現に向けて着実なCO2削減のための取組(トランジション)を進める10年以上の計画を策定し、事業所管大臣の認定を受けた事業者を対象とした、ツーステップローン及び成果連動型利子補給制度を措置。

制度スキーム

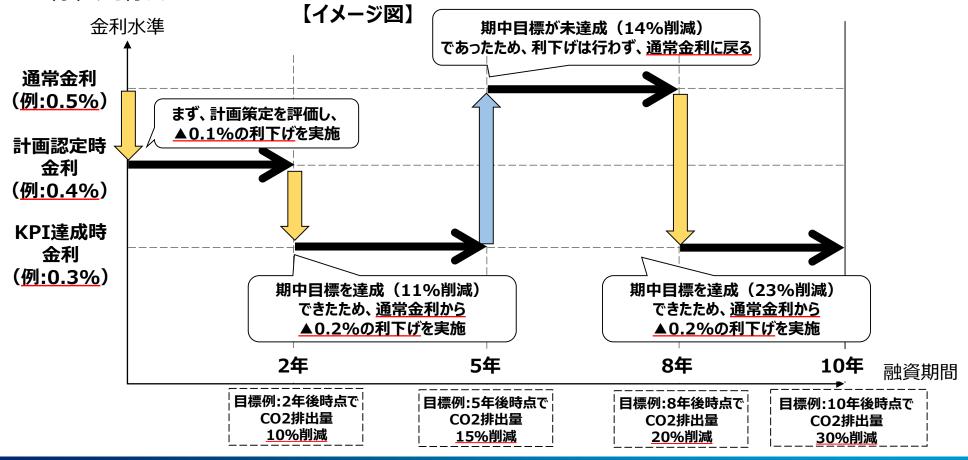




	ツーステップローン	成果連動型利子補給制度
融資期間	5年以上	• 7年以上
金額規模	• 50億円以上	・ 下限なし・ 利子補給の対象となる融 資規模は1社当たり500 億円が上限
その他	融資の判断は、指定金融 機関による審査が必要	 融資の判断は、指定金融機関による審査が必要 利子補給は、予算の範囲内で行うものとする(今後3年間で総額1兆円規模の融資に対する利子補給を行う想定) 利子補給の支給期間は最大10年間

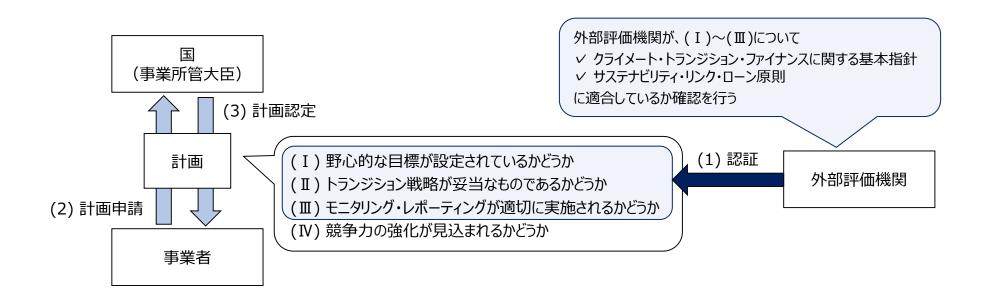
成果連動型利子補給制度の概要

- 利子補給を受ける場合には、計画期間終了時に達成を目指す目標に加え、計画達成のマイルストーンと なる期中目標を、3回以上設けることを求める。
- □ 計画認定を受けた事業者に対して、0.1%幅の利下げを実施(最初の期中目標まで)。その上で、計画期間において、あらかじめマイルストーンとして定める期中目標を達成できた場合には、最大0.2%幅までの利下げを行う。



金融支援を受ける計画認定について

- □ 金融支援を受ける場合、計画は以下の要件を満たす必要がある。
 - (I)野心的な目標が設定されているかどうか
 - (Ⅱ)トランジション戦略が妥当なものであるかどうか
 - (皿) モニタリング・レポーティングが適切に実施されるかどうか (※Ⅲについては、ツーステップローンのみを受ける場合には満たす必要がない)
 - (IV) 競争力の強化が見込まれるかどうか
- 事業所管大臣が事業計画を認定する前提として、(I)~(Ⅲ)に関しては、マーケットでの評価と連動する仕組みとするために、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に適合しているかについて、外部評価機関による認証を求める。
- □ 外部評価機関については、外部評価機関からの申請に基づき、これまでの実績や業務の実施体制、評価プロセスなどの観点から、 経産省が審査を行い、あらかじめ指定・公表する。



1. 「グリーン社会」への転換

2. 「デジタル化」への対応

- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築
- 4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備
 - (1) 規制改革の推進
 - (2) ベンチャー企業の成長支援
 - (3) 事業再編の推進
 - (4) 事業再生の円滑化
- 5. その他の改正事項

DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制

- □ ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業変革(デジタルトランスフォーメーション)を 実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠。
- □ このため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。部門・拠点ごとではない全社的レベルの DXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連 投資に対し、税額控除(5%/3%)又は特別償却30%を措置する。

制度概要

【適用期限:令和4年度末まで】

デジタル (D) 要件

(&)

企業変革

(X)

要件

① データ連携・共有

(他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部 データとを合わせて連携すること)

- ② クラウド技術の活用
- ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得(レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保)

認 定 要件

- ① <u>生産性向上</u>又は<u>売上上昇</u>が見込まれる
 - ROAが2014-2018年平均から1.5% ポイント向上
- 売上高伸び率当過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント
- 2 計画期間内で、**商品の製造原価が** 8.8%以上削減されること等
- ③ <u>全社の意思決定</u>に基づくもの (取締役会等の決議文書添付等)

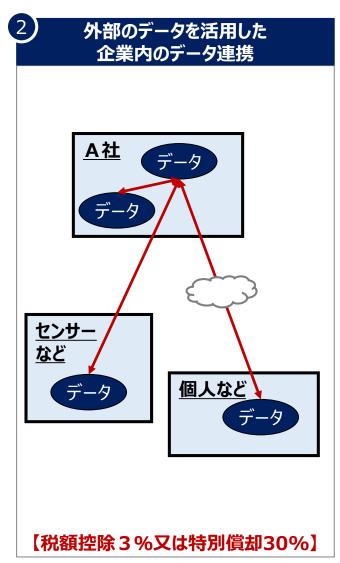
税制措置の内容

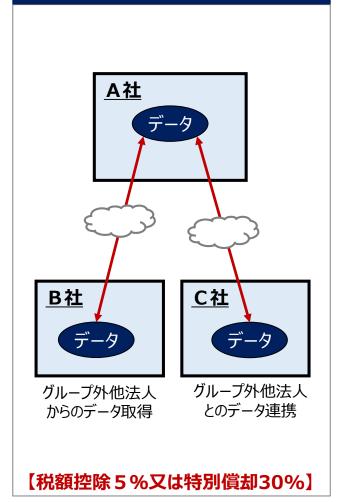
対象設備	税額 控除	特別 償却	
・ ソフトウェア・ 繰延資産*1	3%	200/	
器具備品*2機械装置*2	5% *3	30%	

- *1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
- *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
- *3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合
- ※ 投資額下限:売上高比0.1%以上
- ※ 投資額上限:300億円(300億円を上回る投資は300億円まで)
- ※ 税額控除上限:「カーボンニュートラル投資促 進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

【参考】データ連携・共有の類型(税額控除率3%・5%の対象)

グループ会社*間のデータ連携 グループ会社*1 A社 B社 C社 データ 【税額控除3%又は特別償却30%】





グループ外他法人とのデータ連携

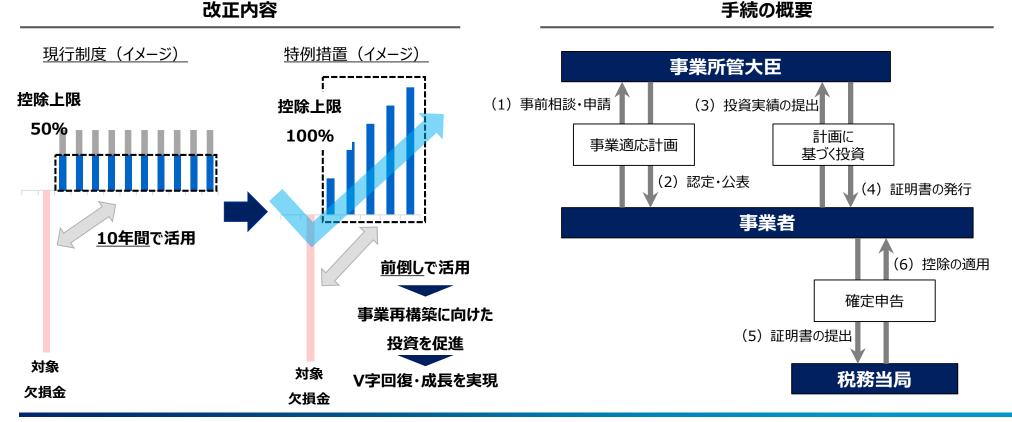
- 1. 「グリーン社会」への転換
- 2. 「デジタル化」への対応

3. 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備
 - (1) 規制改革の推進
 - (2) ベンチャー企業の成長支援
 - (3) 事業再編の推進
 - (4) 事業再生の円滑化
- 5. その他の改正事項

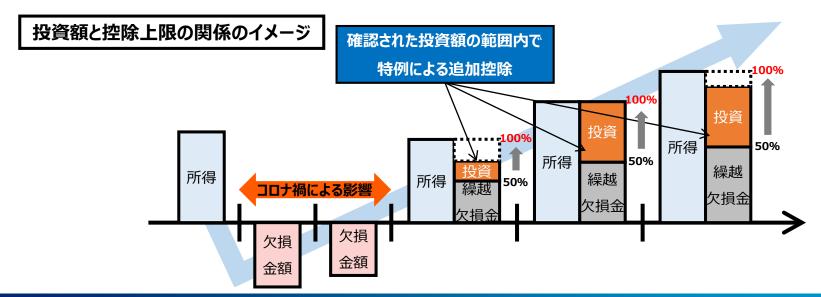
コロナ禍において経営改革に取り組む企業向け「繰越欠損金の控除上限」の特例

- □ □□→禍の厳しい経営環境の中で、**赤字企業でもポストコロナに向けて、事業再構築・再編等に取り組ん** でいくことが必要。こうした経営改革に果敢に挑む企業に対し、繰越欠損金の控除上限(現行50%) の引き上げ措置を講ずる。
- □ 具体的には、<u>産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設</u>。事業再構築・再編等に向けた<u>投資内</u> 容を含む計画を業所管大臣が認定。当該認定を受けた企業について<u>□□ナ禍に生じた欠損金を対象に、</u>最長5事業年度の間、控除上限を投資の実行金額の範囲内で最大100%に引き上げる。



【参考】繰越欠損金の控除上限の引き上げ特例の詳細

- □ 計画認定について
 - ✓ 企業は将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を策定。業所管大臣が認定・公表。
 - ✓ ROA又はEBITDAマージンを5%ポイント以上引き上げる生産性向上目標等を達成する計画であること。
- □ 特例の対象となる欠損金
 - ✓ 原則として、令和2年4月1日から令和3年4月1までの期間内の日を含む1又は2事業年度において、新型コロナウ イルス感染症の影響により生じた欠損金が対象。(例外的に、令和2年2月1日から同年3月31日までの間 に終了した事業年度において生じた欠損金も一定の定性・定量要件を満たす場合には対象。いずれにせよ、最大2 事業年度。)
- □ 控除上限を引き上げる期間
 - ✓ 繰越期間は黒字化後最長5年間
- □ 特例による控除上限の引き上げ額
 - ✓ 認定計画に基づき実施した投資について、事業者の申請に基づき業所管大臣が毎年証明。企業は証明された投 資額の範囲内で、特例を受けることが可能(最大100%)。



- 1. 「グリーン社会」への転換
- 2. 「デジタル化」への対応
- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築
- 4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備
 - (1) 規制改革の推進
 - (2) ベンチャー企業の成長支援
 - (3) 事業再編の推進
 - (4) 事業再生の円滑化
- 5. その他の改正事項

指定金融機関による長期・低利の大規模融資(ツーステップローン)

■ 事業適応計画の認定を受けた企業に対し、ツーステップローンを措置



措置内容

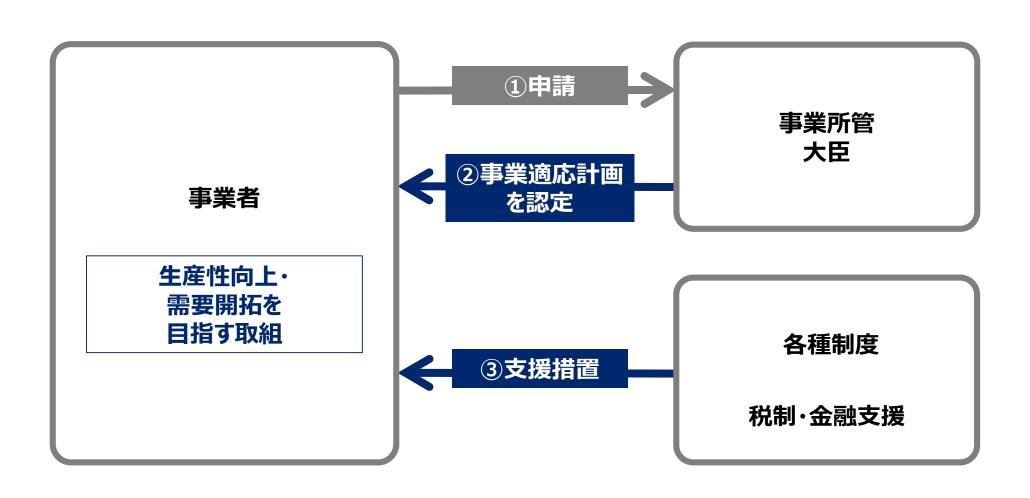
	事業適応計画	
融資期間	• 5年以上	
金額規模	• 50億円以上	
その他	• 指定金融機関による審査が必要	

【参考】事業適応計画に係る支援措置一覧

	①「グリーン社会」への転換 (エネルギー利用環境負荷 低減事業適応)	②「デジタル化」への対応 (情報技術事業適応)	 ③「新たな日常」に向けた事業再構築 (成長発展事業適応) 	
全点	指定金融機関による長期・低利の大規模融資(ツーステップローン)			
支援	指定金融機関による 成果連動型低利融資制度 (利子補給)			
税制措置	CN投資促進税制	DX投資促進税制	繰越欠損金の課税の特例	

【参考】申請・認定の流れ・支援措置の概観

■ 事業適応計画の申請・認定に関するフロー、認定を受けた事業適応計画に従って実施する 生産性向上・需要開拓を目指す取組に対する支援措置の全体像は次のとおり。



- 1. 「グリーン社会」への転換
- 2. 「デジタル化」への対応
- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築
- 4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備
 - (1) 規制改革の推進
 - (2) ベンチャー企業の成長支援
 - (3) 事業再編の推進
 - (4) 事業再生の円滑化
- 5. その他の改正事項

場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度の創設

- ロ <u>現行会社法では、</u>株主総会を招集する場合には、「場所」を定めなければならないこととされており、<u>バー</u> <u>チャルオンリー株主総会の開催は解釈上難しい</u>とされている。
- □ 会社法の特例として、「場所の定めのない株主総会」に関する制度を創設し、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする。

背景

制度の内容

現行会社法

現行会社法では、株主総会を招集する場合には、「場所」を定めなければならないこととされており(会社法第298条第1項第1号)、実際に開催する株主総会の場所がなく、バーチャル空間でのみ行う方式での株主総会、いわゆるバーチャルオンリー株主総会の開催は、解釈上難しいとされている。

制度趣旨

- <u>バーチャルオンリー株主総会</u>は、(i)遠隔地の株主を含む 多くの株主が出席しやすく、(ii)物理的な会場の確保が 不要で運営コストの低減を図ることができ、また、(iii)株主 や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスク の低減を図ることができる。
- ・ このように、株主総会の活性化・効率化・円滑化につな がることから、産業競争力の強化を実現するために、バー チャルオンリー株主総会の開催を可能とする特例を設け ることとする。

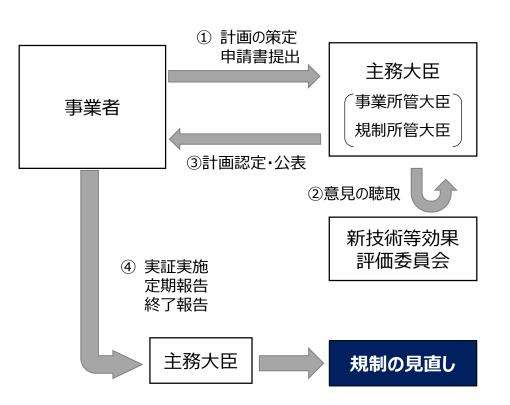
- ・ 上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、この定款の定めのある上場会社については、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする。
- ・ なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、**施行後2年間は、上記の確認を受けた上場会社については、** 定款変更の株主総会決議を経ることなく、上記定款の定めがあるものとみなすことができることとする。

規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)の恒久化

- ロ <u>生産性向上特別措置法(特措法)において</u>、主務大臣の認定を受けて実証を行い、**実証により得られ** た情報やデータを用いて規制の見直しに繋げていく制度(規制のサンドボックス)が規定されている。
- □ 特措法は2021年6月に廃止期限を迎えるところ、同制度を**産業競争力強化法に移管し、恒久化**する。

サンドボックス制度の概要

サンドボックス制度の実績



1 SMSを利用した債権譲渡通知に関する実証

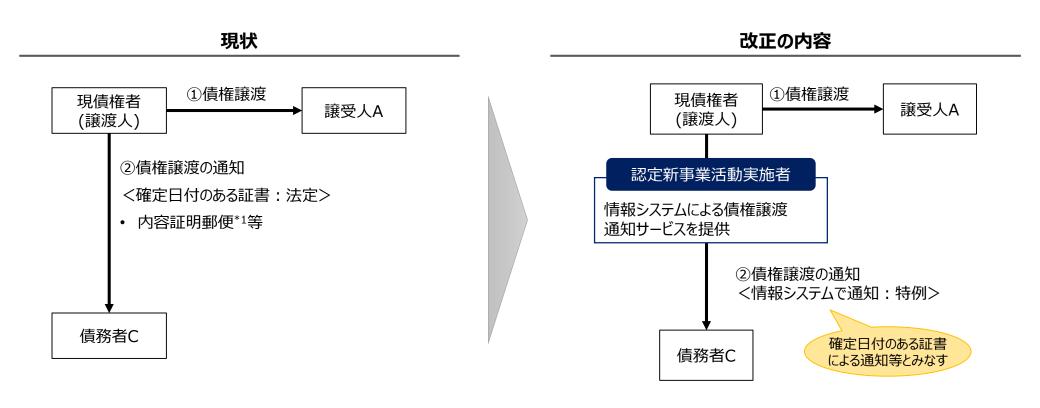
- 現行民法では、債権譲渡は、債務者への通知等を「確定日付のある証書」によってしなければ第三者に対抗できないとされている。このため、実証では、第三者対抗要件が認められる既存の方法(内容証明郵便)で債権譲渡の通知行うと同時に、情報システムを利用した通知を行い、既存の方法と比べて遜色がない旨を確認。
- 実証後、産業競争力強化法の新事業特例制度を活用して、債 権譲渡通知等の第三者対抗要件の特例を措置(後述)。

グラファクチェーン技術の治験への応用に向けた実証

- 治験は、データの確からしさの確保等の観点から、原則、実地(医療機関)で実施状況の把握・記録等のモニタリングを行うこととされている(薬事法)。治験モニタリングを要しない臨床研究において、専用アプリ経由で研究データを遠隔収集し、改ざん困難であるブロックチェーン技術を用いて記録保存する実証を行い、費用対効果が高く、正確性が担保されたモニタリングが可能となることを確認。
- その後、グレーゾーン確認制度により、実際の治験でも実証と同様 の手法で実地モニタリングを代替可能であることを確認。

債権譲渡通知等の第三者対抗要件の特例

- □ <u>債権の譲渡</u>は、<u>債務者への通知等を確定日付のある証書</u>によってしなければ<u>第三者に対抗できない</u>とされており、実務上は**内容証明郵便**が多く使われている。
- □ 債権の譲渡の通知等が、産業競争力強化法に基づく新事業活動計画の**認定を受けた事業者によって** 提供される情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を、確定日付の ある証書による通知等とみなす特例を創設。



- 1. 「グリーン社会」への転換
- 2. 「デジタル化」への対応
- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築

4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

(1) 規制改革の推進

(2) ベンチャー企業の成長支援

- (3) 事業再編の推進
- (4) 事業再生の円滑化
- 5. その他の改正事項

大型ベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度の創設

- □ 大規模研究開発型(ディープテック)ベンチャー企業における量産体制の整備のための資金などについては、既存株主の株式を希薄化しないデットによる大規模資金調達のニーズが高まっている。
- □ <u>事業計画を認可されたベンチャー企業</u>が行う<u>経産大臣に指定された民間金融機関からの一定の借入れ</u>について、<u>(独)中小企業基盤整備機構が債務を保証</u>する制度を創設。

現状

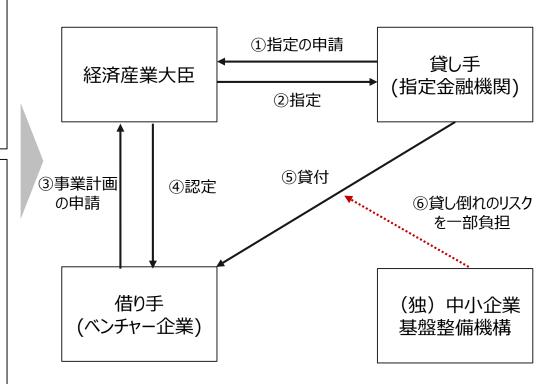
企業

金融機関

• 我が国においても、グローバル市場を目指した大規模な研究開発型ベンチャーが出現。

- 量産体制整備に係る資金調達など将来キャッシュフローの見極めが比較的困難な資金については、既存株主の株式を希薄化しないデットによる資金調達のニーズも高まっている。
- 一般的な融資先は、収益・CFが安定している一方でベンチャーと比較すると相対的に成長力が安定的な場合も多く、リスクはあるが潜在成長力が高いベンチャーの新規開拓意欲を有する金融機関も存在。
- しかしベンチャーは、担保資産が僅少で事業見通し も不安定であるため、通常の融資手法とは異なるア プローチが不可欠。現状、ノウハウが不足しており、 ベンチャー向け融資の実績が積み上がらず、実績が 上がらないためノウハウが蓄積しない、という悪循環 に陥っている状況。

改正の内容



ベンチャー企業の再挑戦支援

□ 独立行政法人中小企業基盤整備機構において、**資金調達の円滑化や有望資産の再活用によるス タートアップ企業の再挑戦支援**ができるようにし、コロナ禍の影響等によって事業継続が困難になったスタートアップ企業等を支援する。

現状

再挑戦支援ニーズ

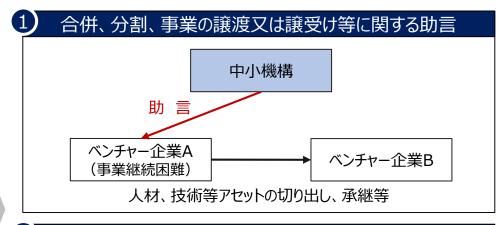
資金調達等支援|

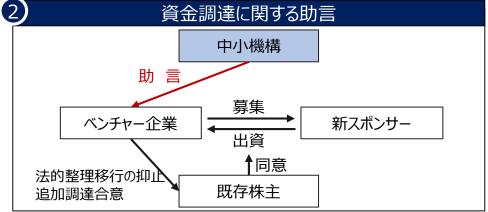
- <u>事業停止に至る前にベンチャー企業の有望なアセットを切り出し</u>、ニューマネーを投入しつつ<u>承継していくエコ</u>システムが必要。
- 我が国においては<u>こうした支援を行うプレイヤーが少な</u> <u>い</u>。

• 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業計画と事業実態の乖離の発生も想定され得るところ。

- 低い時価評価をベースにした<u>新規の資金調達に既存</u> 株主が合意していない状況が発生する可能性あり。 (既存株主の持分が大きく低下する可能性)
- 既存株主に<u>含み損が発生した場合</u>、現状、投資損失を<u>税務上の損金として確実に計上するには法的整理以外のプロセスが不明確な</u>ため、<u>法的整理への移行が誘導され、再挑戦を阻害しているとの指摘がなされている。</u>

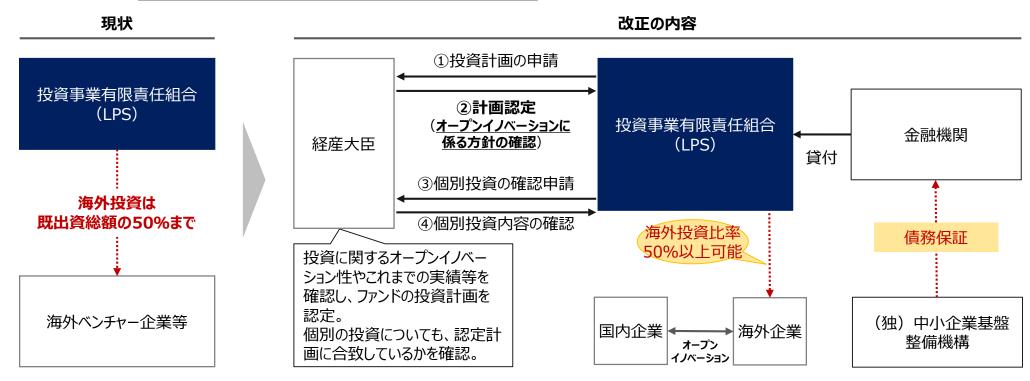
改正の内容





投資事業有限責任組合(LPS)に関する海外投資規制の特例

- ロ 現行、投資事業有限責任組合(LPS)が行う海外出資は、既出資総額の50%未満に制限。 我が国企業の国際競争力強化の観点から、国内企業と海外企業のグローバルオープンイノベーションに関する 経済産業大臣の認定を受けたファンドによる投資は、50%の海外投資比率規制の適用を除外。
- □ あわせて、海外の投資ファンドでは、投資家がファンドに資金を拠出するまでの期間、金融機関よりつなぎ融資を 受け、その資金を元に投資を行うことでファンドの内部収益率を高めている状況。国内ファンドの運用高度化 のため、(独)中小企業基盤整備機構が債務を保証する制度を創設。



※加えて、本認定を受けたファンドが投資する中小企業の海外子会社を、(独)中小企業基盤整備機構による出資事業(中 小企業成長支援ファンド)の、中小企業への必要投資比率の算定に含める特例を措置予定。

- 1. 「グリーン社会」への転換
- 2. 「デジタル化」への対応
- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築

4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

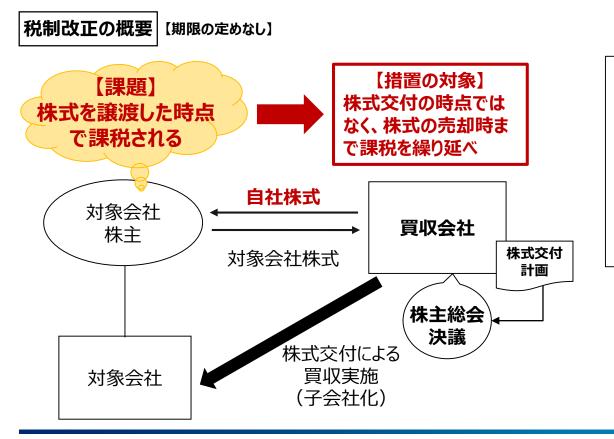
- (1) 規制改革の推進
- (2) ベンチャー企業の成長支援

(3) 事業再編の推進

- (4) 事業再生の円滑化
- 5. その他の改正事項

企業の機動的な事業再構築を促すための自社株式等を対価とするM&Aの円滑化

- □ 令和元年会社法改正で創設された株式交付制度を用い、買収会社が自社の株式を買収対価として M&Aを行う際の対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べる(株の売却時に課税)。
- □ 実効的な制度とするため、**事前認定を不要とし**、**現金を対価の一部に用いるものも対象とする** (総額の 20%まで) とともに、**恒久的**な制度として創設する。
- □ 現行の産業競争力強化法上の「特別事業再編計画」の認定制度は削除。



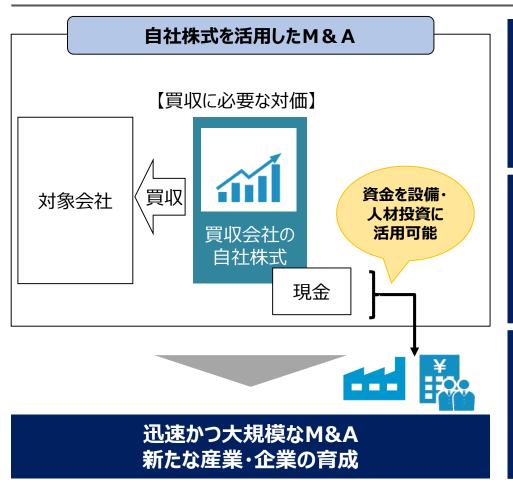
税制措置のポイント

- ① 事前認定不要
- ② 恒久的な措置
- ③ **現金を対価の一部に用いることも可能** (総額の20%以下まで)

【参考】株式対価M&Aの意義

□ 日本企業の収益性の向上を目指し、①<u>迅速かつ大規模なM&Aの促進</u>や、②<u>新たな産業・企業の育成</u>を進める上で、買収会社が自社の株式を買収対価としてM&Aを実施する、<u>株式対価M&Aは有用な</u>手段。

株式対価M&Aの意義



事業再編 機会の拡大

- 手元資金や借入可能額を上回る大規模な事業 再編が実現可能。
- 株式市場で評価されている**新興企業**に効果的。

M&A以外の 資金需要 への対応

• 事業再編を行いつつ、<u>資金を攻めの投資(設</u> 備投資・人材投資等)に活用可能。

売り手との シナジー 対象会社株主が買収企業の株を持つ結果、

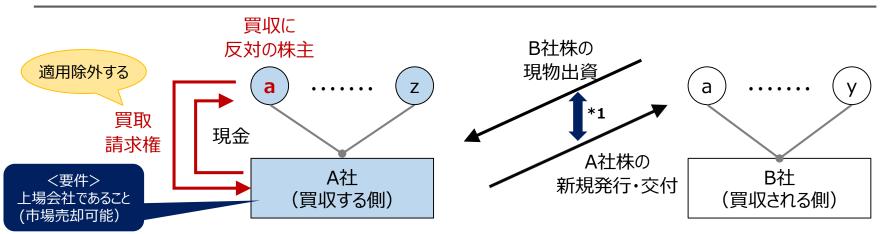
- 対象会社株主が事業再編によるシナジーを享受 できる。
- ・ 対象会社株主にも、企業価値向上へのインセン ティブが生じ、売り手と買い手の協働による企 業価値向上が期待される。

株式対価M&A時における反対株主の株式買取請求権の適用除外

- □ 現行の産業競争力強化法では、**自社株式を対価とすることで現金を使わずにM&Aをしやすくする**ための措置を講じている。
- □ 具体的には、会社法の特例措置として、会社法上の現物出資規制 (検査役の調査→不要/価額填補責任→免除)と有利発行規制 (株主総会の特別決議→一定の場合には不要/株主総会における取締役の説明義務→不要) の適用を除外している。
- □ 現行制度においては、買収会社の株主保護の観点から、<u>買収に反対する買収会社の株主に対して株式</u> <u>買取請求権を付与</u>しており、買取請求権が行使された場合には<u>これに応じるために金銭を使わなくてはな</u> らない。この場合、金銭を使わずに買収できるという株式対価M&Aのメリットが減少することとなる。

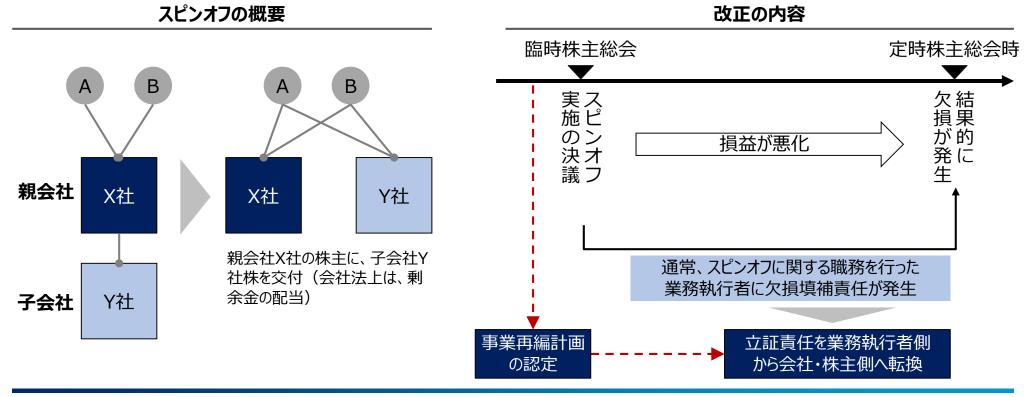
この点に対応するため、今回の改正では、**買収会社が上場会社である場合には、株主が保有する株式**を市場で容易に売却できることを踏まえ、その場合に限って**買取請求権の適用除外**とする特例を追加*1

制度のイメージ



スピンオフに関与した業務執行者の欠損填補責任の軽減

- □ <u>臨時株主総会等で子会社等を切り出して独立会社とするスピンオフ</u>(会社法上、剰余金の配当に該当) <u>を実施</u>した場合、その事業年度内の損益が悪化し、計算書類が確定する定時株主総会時に<u>剰余金の配当ができない財務状態に陥った(欠損が発生した)場合</u>、株主保護の観点から<u>当該スピンオフの決定等に</u> 関与した業務執行者*1は欠損填補責任を負うとされており、スピンオフの実施のハードルとなっている。
 - **産業競争力強化法上の事業再編計画の認定を受けて行うスピンオフ**については、計画の認定時点で生産性の向上等が見込まれることが確認され、当該スピンオフを機動的に実施させることが株主の利益に繋がると考えられるため、**欠損填補責任を軽減(立証責任を会社・株主に転換)する特例を創設**する。



事業再編促進円滑化業務(ツーステップローン)の拡充

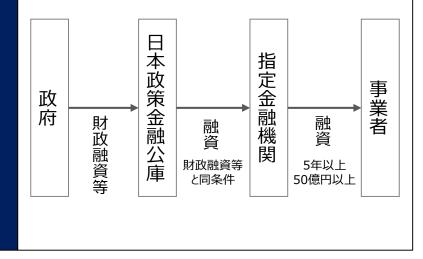
- □ 現行の事業再編促進円滑化業務(ツーステップローン)は**生産性向上設備の導入資金等**に対象を限定。
- □ コロナ禍で企業の借入れも増加している現状において、市中で特に不足するおそれのある事業再編に必要 な資金 (大規模な買収資金、構造改善費用等) を対象に追加。

現状

• ツーステップローンは、日本政策公庫からの融資を活用し、指定金融機関が、計画認定を受けた事業者に対して、長期・大規模・低利の融資を実施する制度

• 現行の対象は、生産性向上設備の導入資金等

制度 概要



改正の内容

現行

① 生産性向上設備の導入資等

改正により追加

-ステップローンの対象

② 大規模な買収資金

③ 構造改善費用

(工場閉鎖・設備廃棄費用) 等事業再編に必要な資金

- 1. 「グリーン社会」への転換
- 2. 「デジタル化」への対応
- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築

4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

- (1) 規制改革の推進
- (2) ベンチャー企業の成長支援
- (3) 事業再編の推進

(4) 事業再生の円滑化

5. その他の改正事項

事業再生ADRと簡易再生手続の連携円滑化等

- □ コロナ禍の厳しい状況の中でも、資金繰支援や雇用調整助成金等の各種対策により事業者の事業継続を支援。一方、**今後の見通しが難しい中、予防的意味合いも含め、迅速な事業再生を可能とする環境を整備**する。
- □ 具体的には、事業再生ADRにおいて、金融債権の減免に3/5以上の債権者が合意している場合、簡易再生(※)に移行し、事業再生計画案がそのまま確定される予見可能性を高めること等により、結果的に簡易再生に移行することなく、事業再生ADRでの迅速な事業再生を実現する。

事業再生ADR(非公表プロセス)

- ① 金融機関に対する事業再生ADRへの参加義務を創設
- ② 金融債権の減額に3/5以上の債権者が合意している場合 (全員同意に至っていないため、事業再生ADRは不調)

簡易再生(公表プロセス)

(※) 簡易再生:私的整理による調整が先行し、再生計画案について多くの債権者の合意はあるものの、全員同意には至っていないケース等を想定し、総債権額の3/5以上を有する債権者の同意がある場合、債権の調査・確定プロセスを省略し、再生計画案の迅速な決議・認可を行う簡易な法的整理手続

- ・ 再生計画案の債権カットが事業再生に欠くことができないことを事業再生 ADR手続の最後に確認
- ・ 裁判所による簡易再生の決定の際に、上記確認がなされていることを考慮

< 簡易再生への移行・同一の再生計画案の成立見込みに関する予見可能性の向上>

結果的に、簡易再生に移行せずに、 事業再生ADRにおける迅速な再生が実現



中小機構等による事業再生のつなぎ融資の円滑化等の再生支援機能強化

- □ 中小機構及び認定支援機関(大臣認定を受けた中小企業の再生支援を行う機関)は、私的整理の 手続として、中小企業者の求めに応じ、事業の再生に関して必要な指導又は助言を行うことができる。
- □ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小機構及び認定支援機関の行う事業再生に関する指導又は助言のニーズが増大する中、事業再生ADRと同様に法的整理への移行を円滑化する仕組みを措置。

現状

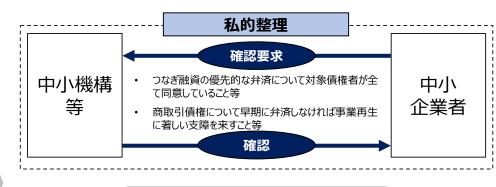
制度 概要

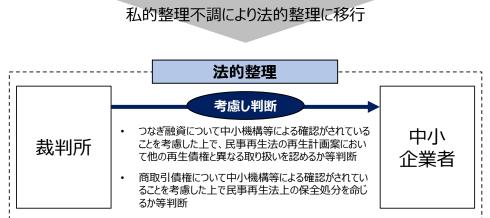
- ・ 中小機構等(中小機構及び認定支援機関)は、中小 企業者に対し、中小企業者の求めに応じて、事業の再生 に関して必要な指導又は助言を行うことができる。相談に くる中小企業者は、事業の継続にはつなぎ融資が必要な 企業や、取引先との事業継続を望む企業が多数存在。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、相談件数は 急増し、令和2年7月時点で昨年度の総相談件数を上 回っている。

改正の 必要性

- 私的整理中のつなぎ融資の優先的な弁済について対象 債権者が全て同意していること等を確認した債権について は、優先的な弁済が認められるが、法的整理に移行した 場合、他の再生(更生)債権と同様に弁済が禁止され、 同一の条件下で権利変更の対象となり、事業再生の妨 げとなる。
- 早期に弁済しなければ事業再生に著しい支障を来す場合等であっても、商取引債権を含む全ての債権が弁済停止の対象となり取引先に多大な影響が生じ、再生企業の事業価値をも棄損する。

改正の内容





- 1. 「グリーン社会」への転換
- 2. 「デジタル化」への対応
- 3. 「新たな日常」に向けた事業再構築
- 4. 「新たな日常」に向けた事業環境の整備
 - (1) 規制改革の推進
 - (2) ベンチャー企業の成長支援
 - (3) 事業再編の推進
 - (4) 事業再生の円滑化

5. その他の改正事項

産総研による研究開発施設等の提供(オープンファシリティ機能強化)

□ 国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)が保有する研究開発施設等を有効活用し、企業等によるオープンイノベーション活動を促進するため、**産総研が、より柔軟に、研究開発施設等を新たな** 事業活動を行う企業等の利用に供する業務を行えるようにする。

現状

・ 産総研は、理化学研究所等の他の国立研究開発法人 と異なり、法律で定める業務の範囲として、保有する施設 等を外部の者の利用に供することを規定していない。

制度 概要

• このため、産総研の保有する施設等を企業等の利用に供することができる範囲は、産総研の研究開発に関連するものや産総研の成果を普及する取組等、<u>産総研の業務の範囲に限られ、産総研の研究開発や成果と直接関係のない事業を行う企業等の利用に供することができない</u>と解されている。

改正の 必要性

• イノベーションの創出には知的資本の集積と相互作用が必要となるが、特に、半導体等の先端技術分野では、大規模な先端研究開発施設が高度人材を呼び込み、拠点を形成することで、産業競争力が強化される。

しかし、産総研による研究開発施設等の外部提供の範囲が限定されており、企業等が利用しづらいという課題が存在。このため、<u>産総研の研究開発施設等を企業等がより柔軟に活用できるようにし、国内外からの投資・人材を呼び込み、オープンイノベーションの拠点としていく</u>ことが必要。

改正の内容

産総研が、自らの研究開発業務に支障のない範囲で、その保有する研究開発施設等を、新商品・新サービスの開発等の新たな事業活動を行う者の利用(鉱工業の科学技術に関する研究開発を行うもの又はその成果を活用するもの)に供する業務を行うことができるようにする。

企業等に提供できる範囲生総研が研究開発施設等を

現行

- ① 企業等が産総研と共同研究を行う場合 (産総研と共同研究契約を結んだ企業がその研究範 囲に限って産総研のクリーンルームで研究を行う 等)
- ② 企業等が産総研の開発した成果を普及する場合

(産総研の技術を移転したベンチャー企業が事業化するまでの間、産総研のオフィスを間借りする 等)

改正 により 追加

③ 研究開発に係る施設(土地を含む)及び設備のうち、新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、企業等が新たな事業活動に用いる場合

(産総研の研究開発や成果とは無関係ではあるが、産総研の研究施設を利用し、試作品開発や量産技術の確立等を行う等)

創業関連保証の保証限度額・対象者拡充

- □ 創業者に対する信用保証制度としては、<u>産業競争力強化法の創業関連保証</u>及び<u>中小企業等経営強</u>
 化法の創業等関連保証が措置。事業者の利便性向上等の観点から創業関連保証への一本化を図る。
- □ 個人事業主が事業開始後5年未満の間に会社を設立し、事業を当該会社に譲渡した場合、創業関連保証を利用することができないところ、当該会社も創業関連保証を利用可能とする措置を講じる。

現状

制度 概要

- 一般的に創業者は手元資金・信用力ともに乏しいことが多いことから、係る創業者の信用力を補完し、創業時に必要となる資金につき金融機関から資金調達を行うことができるよう、信用保証制度においては以下の制度を措置している。
- ① 産業競争力強化法:創業関連保証
- ② 中小企業等経営強化法:創業等関連保証

改正の 必要性

- 創業促進のためには、既存の制度を適時見直し、 事業者がより利用しやすい制度とすることが必要。
- 現状においては、2つの保証制度を利用しようとする事業者は、保証の申込みを2回に分けて行なう必要があり、利便性に欠ける。
- また、現状個人事業主が創業後5年未満の内に会社を設立し事業譲渡した場合、同法人は創業関連保証を利用することができない状況。

改正の内容

